富山県電子申請サービスによる手数料電子納付の流れ(R5.4.3~)



R5年7月改訂版

注意事項等

申請者はまずAと①をそれぞれ行ってください。

A で取得したゲートウェイ受付番号を①で使用します。

富山県はBと②を確認後、手数料額の確認に進みます。

③が届いた場合、申請者は手数料を確認し、再度①へ。

①から④まで数日を要する場合があります。申請当日の処理を希望する場合は、事前に担当者と日程調整をしてください。

富山県は⑥を確認後、申請電子データシステムで**⑦**申請書 の受付を行います。

❸でFD受付番号が付番され、受付が完了します。